

関係各位のみなさま

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

会長 小菅千恵子

「中皮腫を治せる病気」にするためのご提案に関するアンケートご協力をお願い

中皮腫の治療にあたって頂いております医療関係者のみなさまに心より御礼申し上げます。

私たちは2004年に中皮腫をはじめとするアスベスト関連疾患の患者・家族の支援を目的に結成された非営利の団体です。

昨年来、私たちは石綿健康被害救済法の認定者に対する給付の財源として国（独立行政法人環境再生保全機構）が管理している「石綿健康被害救済基金」の残高が800億円にのぼっていること、将来的に基金の大幅な減少が見込まれないと考えていることを対外的に公表してきました。その上で、現在は使途が被災者や家族への給付のみに制限されている現行法を改正して、治療研究への支援に活用できるように求めてきました。

この間、「特定非営利活動法人 日本石綿・中皮腫学会」から、2022年4月20日付声明文「[悪性中皮腫に対する既存の治療薬の適応拡大と、さらなる診断・治療法の開発研究に対する公的支援を要望いたします](#)」が同学会のホームページにて発表されています。

6月10日の第208回国会参議院環境委員会で「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案」が審議・可決され、「[石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案](#)」が全会一致で決議されました。その中のひとつには、「国は、石綿による健康被害者に対して最新の医学的知見に基づいた医療を迅速に提供する観点から、中皮腫に効果のある治療法の研究・開発を促進するための方策について石綿健康被害救済基金の活用等の検討を早期に開始すること。」が含まれています。

8月25日には、[全国知事会（環境・エネルギー常任委員会 阿部本部長兼委員長（長野県知事））](#)が令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望）【環境関係】の「[6 アスベスト対策の推進について](#)」において、「石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進すること。この際、制度の見直しが生じた場合は地方公共団体に費用負担を求めないこと。」を要望しました。

本年6月より、[中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会](#)が開催され、私どもの関係者も委員として参画し、意見を表明し、議論に参加しています。現在、治療の最前線にあたられておられます医療関係者のみなさまの実情、「中皮腫を治せる病気」にするための課題などについて率直にお伺いし、上記委員会等に意見として届けたいと考えております。

当会のホームページに入力フォームをご用意しております。ぜひとも、ご協力頂きますようお願い致します。

